

令和7年4月11日

(一社)東京都トラック協会多摩支部 NO. 406

「標準運送約款」の改正について

今般、標準運送約款については、本件に関する改正法及び改正省令が、令和7年3月19日より告示、4月1日より施行されることとなりました旨情報提供致します。

これに際し、店頭掲示用の標準運送約款 1部 につきましては、東ト協本部より、会員様向けに発行しております4月25日付の「東京都トラック時報」郵送時に、同送されます。

尚、それ以上の部数をご希望の事業者におかれましては、本日以降、多摩支部においても販売しておりますので、お問い合わせの上、支部までお越しください。(税込110円/一部)

また、常時使用する従業員の数が20人を超えるトラック運送事業者については、「運送約款」の店頭での掲示に加え、自社のウェブサイトにも掲載することが原則義務化されております。該当する会員事業者におかれましては、下記の全日本トラック協会の該当ページよりPDFをダウンロード出来ますので、是非ご活用下さい。

https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/hyoujun_yakkan.html

=====

また、令和7年4月11日時点の、各種帳票類の最新改正・改訂年月日についても記載致しますので、こちらも併せてご確認ください。

- ・ 標準貨物自動車運送約款 : 令和7年3月19日改正、令和7年4月1日施行
- ・ 標準引越運送約款 : 令和7年3月19日改正、令和7年4月1日施行
- ・ 運行管理規程 : 2024年5月改正
- ・ 整備管理規程 : 令和5年11月改正

尚、多摩支部におきましては、上記帳票類の販売についても行っております。

購入をご希望される支部会員事業者におかれましては、支部まで在庫状況をお問い合わせの上、ご来所のほどお願い致します。

※ 運賃表につきましては取り扱いございません。ご了承下さい。

お問い合わせ先：東京都トラック協会多摩支部

☎042-524-3469